

様式第1号（第3条関係）

審査基準整理票

処 分 名	使用許可の変更の許可		
根 拠 法 令 名	大津市子育て総合支援センターの管理運営に関する規則（平成18年規則第53号）	(条項)	第10条第1項
基 準 法 令 名		(条項)	
所 管 部 署	福祉部子ども未来局子育て総合支援センター		
標 準 処 理 期 間	7 日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内 容 ■全部記載 □一部・項目のみ記載</p> <p>会議室等の使用の許可に係る審査基準に準じて行うものとする。</p> <p>[根拠法令・基準法令] 大津市子育て総合支援センターの管理運営に関する規則 （使用許可を受けた事項の変更等）</p> <p>第10条 条例第7条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が会議室等の使用の期日その他許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、所長に申請してその変更の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。